

1. 検討会の設置

- 交通輸送モードにおける飲酒に係る安全対策の強化の必要性が高まる中、海運分野においては、飲酒を伴う海難等事案が毎年発生していることから、酒気帯び状態での航海当直(操船等の業務)を防止するための具体的方策(アルコール検知器を使用した管理体制、検査結果の保存等)について検討会を設置し、検討を行った。

2. 検討会メンバー及び検討スケジュール

□ メンバー	学識経験者等	今津 隼馬	東京海洋大学 名誉教授【座長】	(船舶の運動・運航関係等)
	"	南 健悟	日本大学 法学部 准教授	(コーポレート・ガバナンス等)
	"	藤田 悟郎	科学警察研究所交通科学部 部付主任研究官	(アルコール基準等)
	"	庄田 昌隆	船員保険健康管理センター 名誉センター長	(船員健康等)
	関係団体	葛西 弘樹	日本船長協会 会長	(船内労働管理等)
	"	井手 祐之	日本船舶機関士協会 会長	(船内労働管理等)
オブザーバー	海上保安庁、日本船主協会、日本旅客船協会、内航総連、日本外航客船協会			
事務局	海事局安全政策課・船員政策課			
□ 開催状況	第1回検討会(3月5日)	:	海運分野における飲酒対策の論点整理	
	第2回検討会(4月11日)	:	海運分野における飲酒対策の方向性案	
	第3回検討会(7月26日)	:	取りまとめ案について	

3. 取りまとめ概要(抜粋)

平穏な沿岸域(平水区域)のみを航行する船舶に対する酒気帯び禁止

海象が平穏で、海難時に陸域からの支援も受けやすい沿岸域(平水区域)のみを航行する船舶は、船員法に基づく航海当直基準が適用されず、酒気帯びでの当直が禁止されていない。

⇒ 平水区域のみを航行する船舶についても酒気帯びを禁止するべく見直しを検討